

作成日 2025 年 1 月 29 日
(最終更新日 20 年 月 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2024-1-853

課題名 : 唾液中の細胞外小胞と新型コロナウイルスの相互関連性の解明

1. 研究の対象

2021 年 6 月から 2022 年 12 月までに東北公済病院で新型コロナウイルス感染症の検査を受けられ、当該施設でのウイルス遺伝子検査のために研究協力施設 (課題名「新型コロナウイルスにおける遺伝子変異解析方法の適性化と簡便化 (倫理申請番号 : 2022-1-580) 」) で検査試料を提供された方を含みます。

2. 研究期間

研究期間は 2025 年 3 月 (研究実施許可日) ~2028 年 3 月

3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

当院で試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日 : 2025 年 3 月 20 日

提供開始予定日 : 該当なし

4. 研究目的

新型コロナウイルス感染症における唾液中の細胞外小胞とウイルス粒子の空間的な配置を明らかにする

5. 研究方法

- 新型コロナウイルスの遺伝子が検出された検体 (唾液) 中から遠心分離されるヒトの細胞から産生され細胞外へ移動する粒子 (細胞外小胞) の大きさの測定、粒子内や表面にあるタンパク質の検出を行う。
- 細胞外小胞とウイルスの位置関係を電子顕微鏡で観察する。
- 細胞外小胞内外でのウイルス遺伝子や感染に関わるたんぱく質等の濃度を測定する。

6. 研究に用いる試料・情報の種類

情報 : 検体採取日、新型コロナウイルス診断結果 (陽性/陰性)、ウイルス遺伝子量等

試料 : コロナウイルス診断時に採取された唾液試料

7. 外部への試料・情報の提供

該当なし

8. 研究組織

本学単独研究

既存試料・情報の提供のみを行う機関

東北公済病院 検査科 岡本 聡

9. 利益相反（企業等との利害関係）について

当院では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。使用する研究費は日本学術振興会の科学研究助成事業の研究費（科研費）と所属機関の運営費です。外部との経済的な利益関係等によって、研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態を「利益相反」と言います。本研究は、現在のところこのような利害関係はありません。今後生じた場合は、所属機関において利益相反の管理を受けたうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係について公正性を保ちます。

尚、この研究の結果により特許権等が生じた場合は、その帰属先は研究機関及び研究者等になります。患者様には帰属しません。

10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出ください。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者様もしくは患者様の代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者様に不利益が生じることはありません。

当院における照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

担当者の所属・氏名：東北大学医学系研究科 微生物学分野 齊藤繭子
住所：宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1
連絡先：022-717-8211

当院の研究責任者：東北大学医学系研究科 微生物学分野 齊藤繭子

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1) 以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合